

●香川県警察本部告示第1号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月7日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

香川県警察文書公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第7条、第10条関係）				別表第1（第7条、第10条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～6 略				1～6 略			
7 地方公務員法（昭和25年法律第261号）	第6条第1項～第21条第3項 略			7 地方公務員法（昭和25年法律第261号）	第6条第1項～第21条第3項 略		
	第22条第2項	臨時的任用の人事委員会に対する承認の申請 （職員の任用に関する規則第11条第1項）	略		第22条第2項	臨時的任用の人事委員会に対する承認の申請 （職員の任用に関する規則第11条）	職員の臨時的任用承認申請書
		略				臨時的任用の人事委員会に対する期間更新承認の申請 （職員の任用に関する規則第12条）	職員の臨時的任用の期間更新承認申請書
第28条第1項及び第2項～第49条第3項 略			第28条第1項及び第2項～第49条第3項 略				
(1)～(10) 略				(1)～(10) 略			
8～36 略				8～36 略			

附 則

この規程は、平成20年3月7日から施行する。